

社会教育団体認定のタイミング例

社会教育団体とは
全スポーツ施設の利用料金が2分の1免除となる。

原則、予約段階で社会教育団体として認定を受けていないとスポーツ施設は2分の1免除にはなりません。

- ・原則として、毎月1日から15日までに申請した団体は、翌月1日に認定。市役所スポーツ振興課で認定通知書を交付し、翌月1日以降に受け取り
- ・原則として、毎月16日から月末までに申請した団体は、翌月15日に認定。市役所スポーツ振興課で認定通知書を交付し、翌月15日以降に受け取り

パターン 1

例) 12/6に令和6年度社会教育団体申請を行い、1/7に令和7年度の更新申請に来た団体について



パターン 2

例) 2/28に令和6年度社会教育団体申請を行い、5/7に令和7年度の更新申請に来た団体について

